

終身保険

2022年4月版

契約年齢: 20歳~85歳

重要事項説明書
(契約概要・注意喚起情報)兼
商品パンフレット

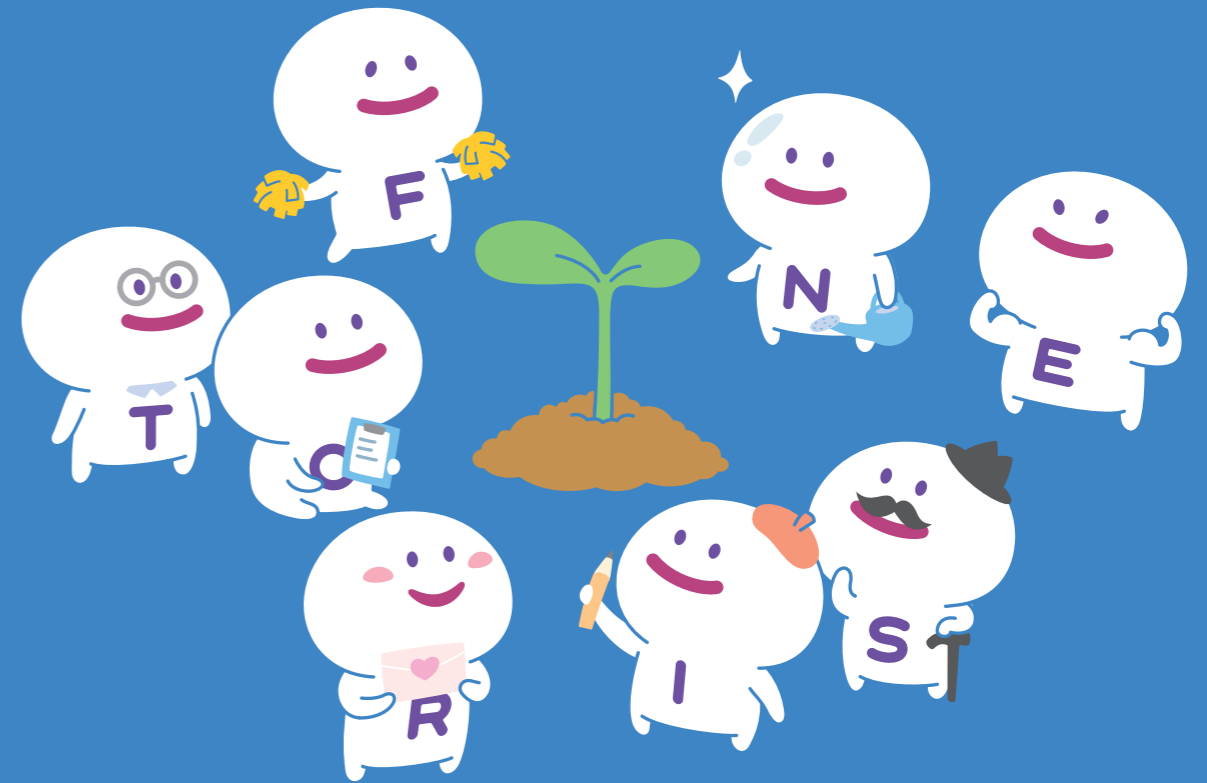
ネオトリプル

<低解約返戻金型特定疾病保障終身保険>

上皮内新生物保障特則を適用することで

上皮内がんも保障します

三大疾病にも備える終身保険



非喫煙者割引特約あります。

- 本資料は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- 本商品のご検討・お申し込みには、必ず「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。
- 株式会社みずほ銀行はネオファースト生命の募集代理店です。

ネオファースト生命は第一生命グループの生命保険会社です。

[募集代理店]

[引受保険会社]



みずほ銀行



ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ずお読みください。

✓ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の媒介をすることが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。従って、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。なお、取扱者(代理店の生命保険募集人)の身分・権限等に関しまして、確認をご要望の場合には、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。

✓ お申し込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に関して特にご注意ください、ご確認いただきたい事項の概略を記載しています。また、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。必ずご確認ください。

なお、商品のご検討にあたっては、これらをご覧いただくとともに販売資格を持つみずほ銀行の生命保険募集人にご相談ください。

✓ 募集代理店(みずほ銀行)からのお知らせ

- 本商品は、みずほ銀行を募集代理店とするネオファースト生命の商品であり、契約の主体はお客さまとネオファースト生命になります。
- 本商品は生命保険であり、預金・投資信託・金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象とはなりません。また、元本の保証はありません。
- 本商品に関するお客さまのお取引が、みずほ銀行におけるお客さまに関する他の業務やお取引に影響を与えることはありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先等によっては本商品をお申し込みいただけない場合があります。
- 保険料を借入金で調達した場合、解約時の解約返戻金額等が借入金の元利合計金額を下回り、借入金を返済できなくなることがあります。よって、保険料に充当するための借り入れを前提としたお申し込みはお取り扱いできません。

ネオファースト生命について

ネオファースト生命は「一生涯のパートナー」を経営理念とする第一生命グループの一員として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、新たなお客さま満足の創造と社会からの信頼と敬愛の確保、経営品質の向上等に努めていきます。

保有契約
約50万件を
突破
※2021年5月末時点



InsTech(インステック)について

第一生命グループでは保険ビジネス(Insurance)とテクノロジー(Technology)の両面から生命保険事業独自のイノベーションを創出する取組みを「InsTech」(インステック)と銘打ち、最優先の戦略課題としてグループ全体で推進しています。その一環として第一生命が持つ約1,000万人のお客さま情報を含む医療ビッグデータ等の解析等を行い、更なるリスク細分化型の商品や、ご加入者の健康増進の取組みの促進につながり、健康寿命の延伸に貢献できるような新たな商品の開発を進めています。



ご不明点がございましたら
こちらまでお問い合わせください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

0120-312-201

[受付時間] 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

Webサイト <https://neofirst.co.jp>



本資料は2022年4月時点の重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレットです(出典元の資料は2018年11月1日時点のものを使用しています)。

[募集代理店]

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間:平日 9時00分~17時00分
12月31日~1月3日、祝日・振替休日のご利用いただけません

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウエストタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

ネオトリプルの特徴

Point 1

万-のときだけでなく三大疾病(所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中)にも備えられます。

万-の場合には死亡保険金を、所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中による所定の状態になった場合には特定疾病保険金をお受け取りいただけます。

さらに

上皮内新生物保障特則を適用することで、上皮内がんにも備えられます。



いずれかの保険金をお受け取りいただいた場合、ご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。保険金のお支払事由についてはP.4および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Point 2

1年間たばこを吸っていない方はたばこを吸っている方に比べて、保険料が割り引きされます。



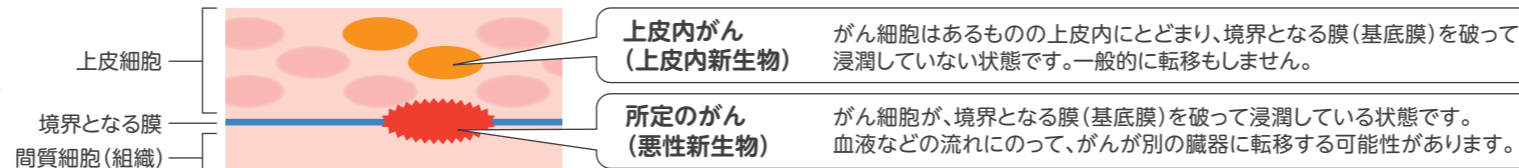
所定の基準を満たした場合、非喫煙者保険料率が適用され、たばこを吸われる方より保険料が割り引きされます。



喫煙状況確認のため、告知に加えて所定の検査を行い、ネオファースト生命の定める基準を満たしている必要があります。

「所定のがん」と「上皮内がん(上皮内新生物)」

○子宮頸部の場合
(部位によって上皮内がんの定義は異なります)



<ご加入条件>

契約年齢*1 (被保険者)	20歳~85歳(満年齢)
保険期間	終身
保険料払込期間	終身払、 30歳~90歳払込満了*2
保険料払込方法	月払、年払*3
保険金額	50万円~3,000万円*4 (上皮内新生物保障特則適用時) 50万円~300万円*4

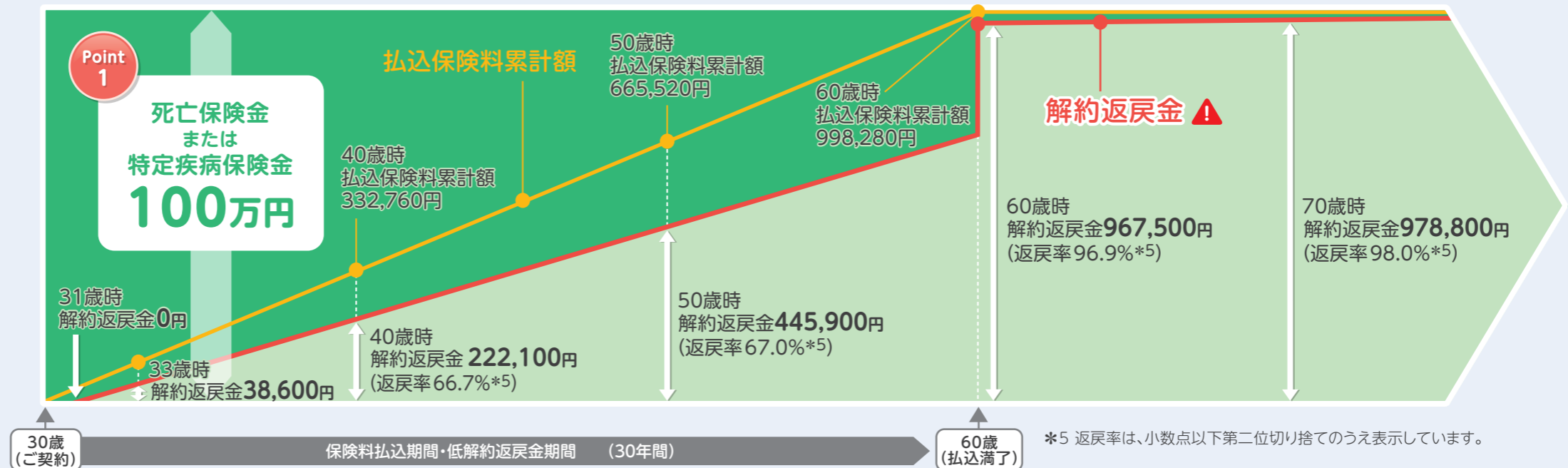
*1 未成年者が契約者となる契約はお取り扱いできません。
*2 保険料払込期間満了まで10年以上が必要です。
*3 半年払・保険料の前納のお取り扱いはありません。
*4 10万円単位で設定できます。

【ご契約例】

- 契約年齢(被保険者): 30歳
- 男性
- 保険料払込期間: 60歳払込満了
- 月払保険料: 非喫煙者割引特約ありの場合 **2,773円** (Point 2)
- 保険金額: 100万円
- 保険期間: 終身
- 上皮内新生物保障特則適用なし
- (参考) 非喫煙者割引特約なしの場合 **2,864円**

[イメージ図] 非喫煙者割引特約ありの場合を表示しています。

なお、解約返戻金・返戻率・払込保険料累計額の推移はあくまで一例です。



<解約返戻金について>

- ・解約返戻金は、年齢・性別・経過年月数・払込年月数などによって異なります。特に、契約後短期間で解約する場合は、解約返戻金が払込保険料累計額を下回る(=返戻率が100%を超えない)ことがあります。特に、契約後短期間で解約する場合は、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。
- ・保険料払込期間中の解約返戻金は、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。
- ・解約した場合、ご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

<払込保険料累計額について>

- ・契約年齢および保険料払込期間などによって、払込保険料累計額が保険金額を上回る場合があります。

によって異なります。保険料払込期間満了後に解約した場合でも、解約返戻金が払込保険料累計額を下回る(=返戻率が100%を超えない)ことがあります。特に、契約後短期間で解約する場合は、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。

・契約年齢および保険料払込期間などによって、払込保険料累計額が保険金額を上回る場合があります。

一生涯保障

特徴

三大疾病について・保障内容

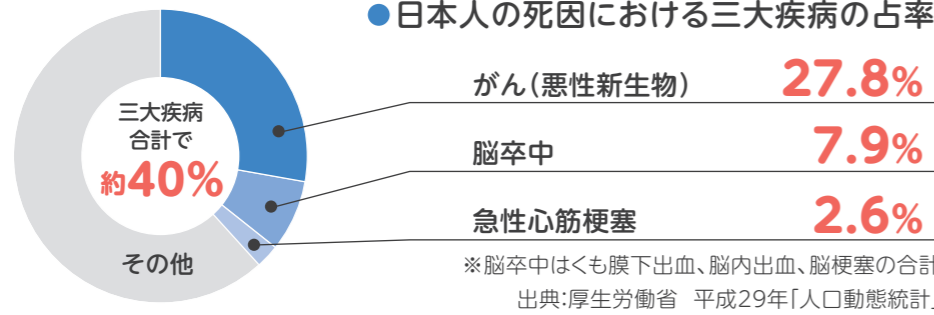
保険料表

契約概要

注意喚起情報

三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)についてご存知ですか?

三大疾病は、**死因の約4割**を占めている病気です。



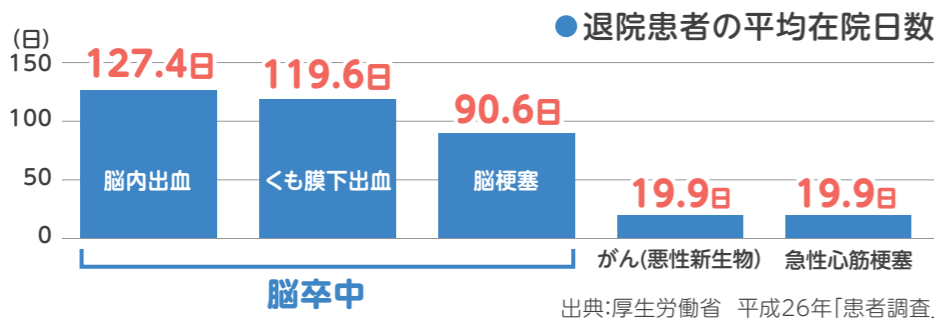
三大疾病合計で**270万人**を超えています。

●三大疾病の患者数

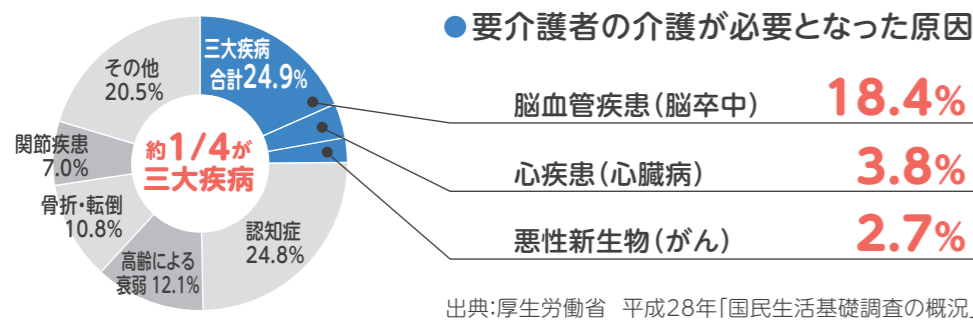
	総患者数
がん(悪性新生物)+上皮内がん	163.6万人
急性心筋梗塞	3.3万人
脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞の合計)	104.0万人
三大疾病合計	270.9万人

出典:厚生労働省 平成26年「患者調査」

三大疾病の中には**入院期間が長期**におよぶものもあります。



要介護の原因の**約1/4**は三大疾病によるものです。



三大疾病にかかると負担が大きくなることも...

ネオトリプルなら三大疾病に備えられます。

<保障内容>

万一 (死亡保険金) **死亡されたとき**

がん
初めて所定のがんと診断確定されたとき

さらに [上皮内新生物保障特則を適用した場合] 初めて上皮内がんまたは皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんと診断確定されたとき

ただし責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定されたときなど、お支払の対象とならない場合があります。
※詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」 「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

三大疾病 (特定疾病保険金)

急性心筋梗塞
約款所定の状態が**30日以上継続**または**手術**を受けられたとき

※詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」 「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

脳卒中
約款所定の状態が**30日以上継続**または**手術**を受けられたとき

※詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」 「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

左記のいずれかに該当した場合

一時金として

50万円
～
3,000万円^{*1}

※契約時に保険金額を設定いただきます。

^{*1} 上皮内新生物保障特則を適用したご契約は300万円が上限となります。

一生
生涯
保障

- 保険金のお支払いは1回限りです。死亡保険金、特定疾病保険金いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。
- 保険金のお支払いの対象にならない場合があります。保険金のお支払いなどの詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」 「ご契約のしおり・約款」など所定の資料を必ずお読みください。
- 上皮内新生物保障特則を適用する場合、保険料は上皮内新生物保障特則を適用しない場合よりも高くなります。

払込保険料累計額・解約返戻金・返戻率の推移

【ご契約例】 ●契約年齢(被保険者):30歳 ●男性 ●保険金額:100万円 ●保険料払込期間:60歳払込満了 ●非喫煙者割引特約付加 ●上皮内新生物保障特則適用なし ●月払 ●保険料:2,773円

経過年数(年)	払込保険料累計額 A(円)	解約返戻金*2 B(円)	返戻率*3 B/A(%)	経過年数(年)	払込保険料累計額 A(円)	解約返戻金*2 B(円)	返戻率*3 B/A(%)
1	33,276	0	0.0	25	831,900	559,700	67.2
2	66,552	12,500	18.7	30	998,280	967,500	96.9
3	99,828	38,600	38.6	35	998,280	973,400	97.5
4	133,104	64,800	48.6	40	998,280	978,800	98.0
5	166,380	90,900	54.6	45	998,280	983,600	98.5
10	332,760	222,100	66.7	50	998,280	987,600	98.9
15	499,140	333,800	66.8	55	998,280	991,000	99.2
20	665,520	445,900	67.0	60	998,280	993,800	99.5

*2 解約返戻金は、年単位の契約当日に解約した場合の金額です。

*3 返戻率は、小数点以下第二位切り捨てのうえ表示しています。

●ご契約を途中で解約すると解約返戻金は多くの場合、払込保険料累計額より少ない金額になります。

●解約返戻金は、年齢・性別・経過年月数・払込年月数などによって異なります。

●解約した場合、ご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

●契約年齢および保険料払込期間などによって、払込保険料累計額が保険金額を上回る場合があります。



重要事項説明書 (契約概要)

- 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

引受保険会社
ネオファースト生命保険株式会社
〒141-0032
東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー
Webサイト <https://neofirst.co.jp>
ネオファースト生命保険株式会社
コンタクトセンター
0120-312-201
受付時間 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

1 商品のしくみ

「ネオトリプル」の正式名称は「低解約返戻金型特定疾病保障終身保険」です。

ポイント
1

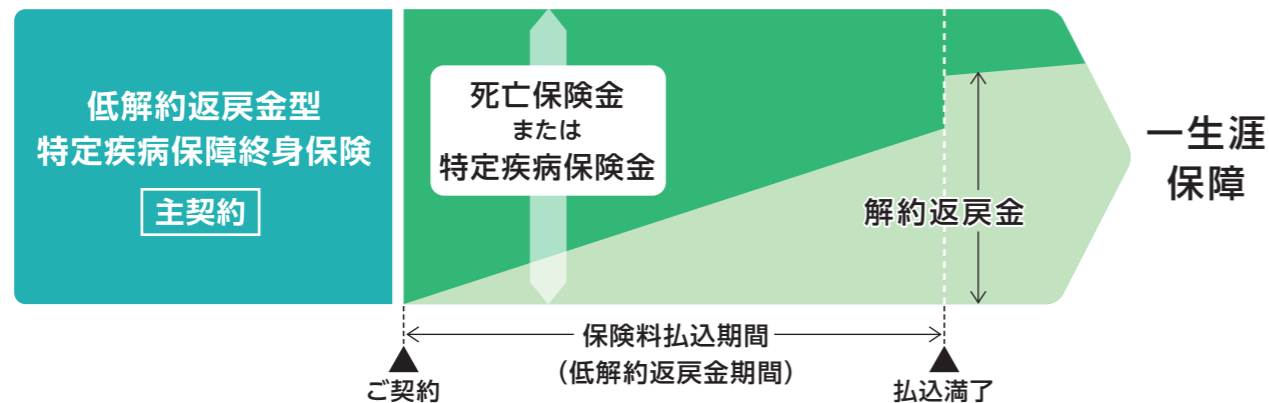
死亡または特定の疾病(所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の事由に該当された場合の保障を一生にわたって確保できます。
上皮内新生物保障特則を適用した場合には、上皮内がんと診断された場合も特定疾病保険金のお支払いの対象となります。

ポイント
2

保険料払込期間中の解約返戻金は、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。保険料払込期間中の解約返戻金の水準を低く設定し、低く設定しない場合に比べて保険料が安くなります。

⚠️ 高度障害状態に該当した場合の保障はありません。また、保険料払込みの免除の取り扱いもありません。

「ネオトリプル」しくみ図(イメージ)



※保険料払込期間については、終身にわたり保険料をお払い込みいただく「終身払」もご選択いただけます。

※終身払の場合、保険料、解約返戻金は有期払のご契約に比べて低くなります。

※お申し込みいただく保険契約の保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込方法(回数・経路)等については申込書(電磁的方法による場合は申込画面)の該当箇所を必ずご確認ください。

2 保険金のお支払い

主契約の責任開始期以後の保険期間中に、被保険者が死亡された場合、または所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中による所定の状態になられた場合に保険金をお支払いします。

上皮内新生物保障特則を適用した場合には、上皮内がんと診断された場合も特定疾病保険金のお支払いの対象となります。

死亡保険金または特定疾病保険金はいずれか一方のみのお支払いとなります。死亡保険金または特定疾病保険金をお支払いした場合には、この保険契約は消滅し、以後の保障はなくなります。なお、**本商品には高度障害状態に該当した場合の保障はありません。**

主契約・特約・特則の概要・保険金額

本商品で支払われる保険金は以下のとおりです。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。なお、特約・特則については、ご契約に付加または適用する場合のみお支払い等の対象となります。

主契約 特約・特則	保険金の種類	支払事由の概要	支払額
低解約返戻金型 特定疾病保障終身保険 主契約	死亡保険金	死亡されたとき	保険金額
	特定疾病保険金	以下のいずれかの事由に該当した場合 ●責任開始期以後、初めて(責任開始期前の期間を通じて初めて)所定のがん(約款に定める悪性新生物)と医師により診断確定されたとき ●責任開始期以後の疾病を原因として、以下のいずれかに該当したとき ①急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて30日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき ②急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき ③脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて30日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ④脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき	
保障特則 新生物 上皮内		責任開始期以後、初めて(責任開始期前の期間を通じて初めて)上皮内がん等(約款に定める上皮内新生物等)と医師により診断確定されたとき	
割引特約 非喫煙者		被保険者の喫煙状況が所定の基準に適合する場合、主契約に非喫煙者保険料率が適用され、ご契約の保険料はこの特約を付加しない場合よりも割引引きされます。	

※特約の中途付加、特則の中途適用や特則をご契約後に適用しないこととする取扱いはありません。

保障内容に関する注意事項

保険金をお支払いできない場合の概要は「注意喚起情報」を、詳しくは「ご契約のしおり・約款」(保険金のお支払いなどについて)をご確認ください。

◆死亡保険金について

✕ お支払いできない場合があります	●責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、保険契約者または死亡保険金受取人の故意等により支払事由に該当した場合、死亡保険金はお支払いしません。
-------------------	--

特徴

三大疾病について・保障内容

保険料表

契約概要

注意喚起情報

◆特定疾病保険金について

× お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none">● 上皮内新生物保障特則を適用しないご契約については、上皮内がん等(非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含みます)はお支払いの対象となりません。● 上皮内新生物保障特則を適用した場合、責任開始日からその日を含めて90日以内に上皮内がんと診断確定されても、特定疾病保険金はお支払いしません。● 責任開始日からその日を含めて90日以内にがん^(*)と診断確定された場合、特定疾病保険金はお支払いしません。この場合、90日経過後に新たながん^(*)と診断確定された場合でも、責任開始日から90日以内に診断確定されたがん^(*)の再発・転移等と認められるときは特定疾病保険金はお支払いしません。● 受けた手術が、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為でない場合、お支払いの対象になりません。
--------------------------	--

(*) 上皮内新生物保障特則を適用した場合、上皮内がん等を含みます。

指定代理請求制度

被保険者ご本人が疾病により特定疾病保険金の請求の意思表示ができない等、被保険者が特定疾病保険金を請求できない特別な事情がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人よりご請求いただくことができます。

3 ご契約の引受条件(保険金額等)

ご契約にあたっては以下の条件があります。

契約年齢	20歳～85歳(満年齢)
保険期間	終身
保険料払込期間	30歳～90歳払込満了(1歳刻みで設定できます) ※保険料払込期間満了まで10年以上が必要です。終身
保険金額	50万円～3,000万円 ^(*) (10万円単位) (*2) 上皮内新生物保障特則を適用したご契約は300万円が上限となります。

4 保険料のお払い込み

保険料の払込方法(回数・経路)は以下からお選びいただけます。

保険料払込方法(回数)	月払・年払 ※半年払、保険料の前納の取り扱いはありません。
保険料払込方法(経路)	第1回 保険料：ネオファースト生命指定の口座へのお払い込み、指定口座からの自動振替によるお払い込み、またはクレジットカードによるお払い込み 第2回以後の保険料：指定口座からの自動振替によるお払い込み、またはクレジットカードによるお払い込み
保険料について	保険料は、保険契約の内容・性別・生年月日・契約年齢・契約日(=計算基準日)・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)により定まります。なお、契約日が変わったことにより契約年齢が変わる場合などには保険料が異なることがありますのであらかじめご了承ください。(誕生日前のお申し込みで、引受査定結果の確定後に保険料をお振り込みいただく場合などはご注意ください。)

◆非喫煙者の保険料割引(非喫煙者割引特約)について

被保険者の喫煙状況がネオファースト生命所定の基準に適合する場合、主契約に「非喫煙者割引特約」を付加することで、非喫煙者保険料率が適用され、この特約を付加しない場合よりも保険料が割引引きされます。所定の基準は以下のとおりです。

【非喫煙者保険料率が適用される基準】

- 過去1年以内に喫煙していないこと(喫煙には、紙巻タバコ、葉巻、パイプの他、噛みタバコ、嗅ぎタバコ、電子タバコ等を含みます)

※告知に加えてネオファースト生命所定の検査で喫煙状況を確認させていただきます。受動喫煙(副流煙)等の影響で、喫煙反応があった場合には、「非喫煙者」基準に該当しませんのでご注意ください。

◆保険料払込免除について

保険料払込の免除の取り扱いはありません。

5 解約返戻金

本商品は、保険料払込期間中は解約返戻金が低く設定されています。保険料払込期間中の解約返戻金は、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。保険料払込期間が終身のご契約の場合、解約返戻金は、終身にわたり解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。

※本商品は、解約に際して支払う金額を抑制するしくみで保険料を計算しています。

6 契約者配当金

契約者配当金はありません。

7 その他留意事項

◆契約者貸付、保険料の自動貸付、保険契約の復活の取り扱いはありません。

◆預金等との違いについて

本商品は、ネオファースト生命保険を引受保険会社とする生命保険であり、預金等とは異なります。

◆保険金のお支払いができない場合

「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取り消しの場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、保険金のお支払いができない場合があります。

◆相談・照会・苦情の窓口について

「注意喚起情報」の11 相談・照会・苦情の窓口 P.16 をご確認ください。

◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」について

本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳しくは、「注意喚起情報」の11 相談・照会・苦情の窓口 指定紛争解決機関について P.16 をご確認ください。

8 費用について

保険料の一部は保険金等のお支払い、また他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費(販売、証券作成、維持管理の経費等)にあてられます。これらの経費は保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。

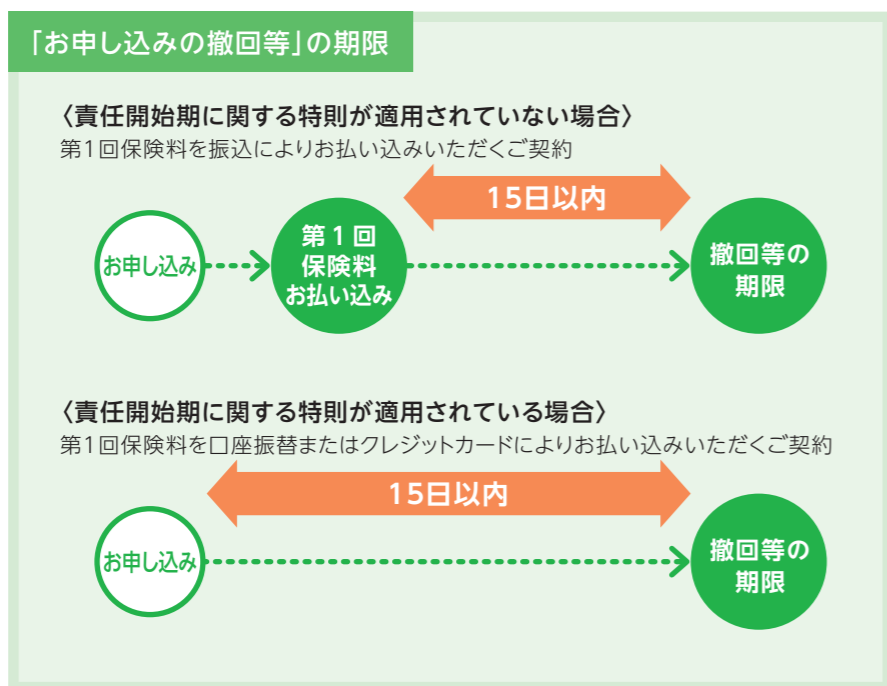


重要事項説明書 (注意喚起情報)

- お申し込みの際に、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」に記載していますので必ずご確認ください。

1 クーリング・オフ(ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除)

- お申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます)は、**ご契約の申込日^(*)または第1回保険料をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日**(「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約(第1回保険料を口座振替またはクレジットカードによりお払い込みいただくご契約)の場合は、ご契約の申込日)から、**その日を含めて15日以内**であれば、書面または電磁的記録によるお申し出により、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。ネオファースト生命では、電磁的記録でのお申し出の主たる窓口をネオファースト生命Webサイトとしています。



(*)生命保険契約申込書を記入いただいた日(電磁的方法による場合はお申し込み内容の最終確認をいただいた日)をいいます。

◆「お申し込みの撤回等」について

書面によるお申し込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により上記期間内にネオファースト生命(裏表紙記載の住所)あて発信してください。書面に記載いただく内容については「ご契約のしおり・約款」(クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除)について)をご確認ください。また、ネオファースト生命Webサイト経由によるお申し込みの撤回等は、受付完了時に効力を生じます。

◆「お申し込みの撤回等」ができない場合

債務履行の担保のための保険契約である等、お申し込みの撤回等を行うことができない場合があります。

2 健康状態等の告知

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障し合う制度です。健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件で契約されると、保険料負担の公平性を保つことができません。従って、ご契約のお申し込みの際に、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、職業等についての質問事項に対して、事実をありのまま正確にもれなく告知していただく義務(告知義務)があります。
- ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことがらについてお尋ねします。**健康状態等、告知書等でお尋ねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**
- 生命保険募集人(募集代理店を含みます)に口頭でお話しいただいても、告知したことにはなりません。また、生命保険募集人(募集代理店を含みます)は告知の可否は判断できません。告知に関するご質問は、ネオファースト生命にご確認いただく必要があります。
- ネオファースト生命の確認担当社員またはネオファースト生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申し込み後または保険金のご請求の際、ご契約のお申し込み内容またはご請求内容等について確認させていただきます場合があります。

◆傷病歴等がある場合

傷病歴等を告知された場合には、追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。ご契約をお断りすることもあります。条件を付けてお引き受けすることや、条件を付けずにお引き受けすることもあります。

! 告知内容が事実と相違する場合

- 告知書等の質問事項について、以下の項目に該当する場合には**告知義務違反としてご契約を解除することがあります。**
 - ・故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
 - ・責任開始日から2年を経過していても、保険金の支払事由が2年以内に発生していた場合
- ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。
- ご契約が解除される場合で、既に保険金をお支払いしている場合には、その金額をネオファースト生命にお返しいただきます。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、保険金のお支払いができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取り消しとなることがあります。また、既にお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

◆現在のご契約の見直しを行う場合

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約をご検討の方は以下の事項にご留意ください。

- 一般の契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合は、新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約をお引き受けできなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取り消しとなることもあります。**

3 責任開始期（保障の開始時期）

ご契約のお引き受けをネオファースト生命が承諾した場合には、以下の時から保障が開始されます。

◆「責任開始期に関する特則」が適用されていないご契約（第1回保険料を振込によりお支払いいただくご契約）

- 第1回保険料をネオファースト生命が受け取った時または告知が行われた時のいずれか遅い時



◆「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約（第1回保険料を口座振替またはクレジットカードによりお支払いいただくご契約）

- ご契約のお申し込みをネオファースト生命が受けた時または告知が行われた時のいずれか遅い時



※ご契約のお申し込みをネオファースト生命が受けた時とは、生命保険募集人が生命保険契約申込書を受領した時（電磁的方法による場合は申込手続きが終了した時）をいいます。

※生命保険募集人は、お客さまとネオファースト生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。

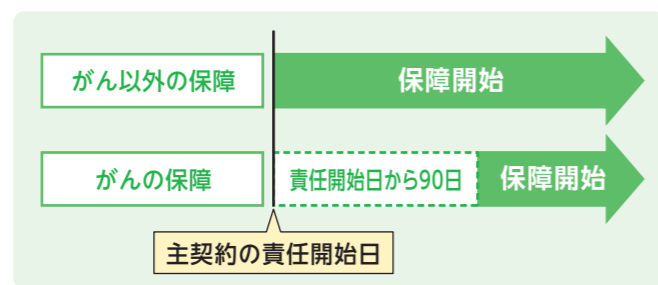
！ 「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約のお支払い

「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約については、以下のとおり取り扱います。

- 第1回保険料は、責任開始日の属する月の翌月末日までにお支払いください。
- ①のお支払いにあたっては、①の払込期間の満了日の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間がありますが、その猶予期間内にもお支払いがない場合は、ご契約は無効となります。

がんの保障については、主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内ががん^(*)と診断確定されても、特定疾病保険金はお支払いしません。

(*)上皮内新生物保障特則を適用した場合、上皮内がん等を含みます。



4 保険金のお支払いができない場合

以下のような場合等、保険金のお支払いができない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

◆責任開始期前の発病

責任開始期前に発生していた疾病を原因とする場合

◆告知義務違反による解除

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合

◆重大事由による解除

保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき、他の保険契約（他の生命保険会社の保険契約を含む）との重複により保険金額等の合計額が著しく過大となる時や、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合

◆ご契約の失効

保険料のお支払い込みがなく、ご契約が失効した場合

◆詐欺による取消し・不法取得目的による無効

保険契約について詐欺によりご契約が取り消しとなった場合や、保険金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

5 払込猶予期間・失効

●保険料は払込期月（保険料をお支払いいただく月）内にお支払いください。払込期月内にお支払いの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

●第2回以後の保険料のお支払いには以下のとおり猶予期間があります。猶予期間中にもお支払いがない場合、ご契約は効力を失います。なお、本商品には、失効したご契約の復活の取り扱い、保険料の自動貸付の取扱いはありません。

猶予期間
払込期月の翌月初日から翌々月末日まで

※払込期月とは、契約応当日の属する月の初日から末日まで（契約日に関する特則が適用されている契約の第2回保険料については契約応当日の属する月の初日から翌月末日まで）のことをいいます。



6 解約と解約返戻金

●解約返戻金は、年齢・性別・経過年月数・払込年月数等によって異なります。特にご契約後に短期間で解約された場合には解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

●「低解約返戻金型特定疾病保障終身保険」の場合、保険料払込期間中は解約返戻金が低く設定されており、保険料払込期間中の解約返戻金は、解約返戻金を低く設定しない場合の70%となります。年齢・性別・経過年月数等によっては、保険料払込期間満了後に解約された場合でも、解約返戻金が払込保険料累計額を下回ることがあります。

7 現在のご契約の見直し

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申し込みをご検討されている方は、特に以下の点にご注意ください。

●解約・減額の際に払い戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料累計額（減額の場合は減額部分に対応する保険料）よりも少なくなるか、もしくは解約返戻金がない場合があります。

●新たなご契約は、被保険者の健康状態によっては、ご契約をお断りする場合があります。

●新たなご契約の保険料は、新たなご契約時点での被保険者の年齢で計算されます。また、保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。例えば、予定利率が引き下げられることによって保険料が引き上げられる場合があります。

●新たなご契約は告知義務違反による解除、責任開始日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病等、保険金をお支払いできない場合があります。

8 生命保険と税金について

税務の取扱い等については、2021年12月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。個人に関する税務の取扱いの代表例については以下のとおりです。具体的なケースにおける詳細や法人にかかる税務の取扱い等については、所轄の税務署等にご確認ください。

※法令等の改正により取扱い内容が変更される場合があります。

◆生命保険料控除

生命保険料控除枠には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。控除される金額は、所得税についてそれぞれの控除枠で最高40,000円(合計で最高120,000円)、住民税についてそれぞれの控除枠で最高28,000円(合計で最高70,000円)となります。

本商品についてお払い込みいただいた保険料は「一般生命保険料控除」の適用を受けることができます。

◆死亡保険金の課税の種類

保険契約者(保険料負担者)、被保険者および保険金の受取人の関係によって、つぎのとおり死亡保険金に対する税金が異なりますのでご注意ください。

契約形態	契約例			税法上の取り扱い	
	保険契約者	被保険者	受取人		
死亡保険金	保険契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
	保険契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) ・ 住民税
	保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税

保険契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金等と合算の上、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)」が適用されます。

9 保険金の支払事由が生じた場合

- お客さまからのご請求に応じて保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性がと思われる場合やご不明な点が生じた場合についても、すみやかにネオファースト生命コンタクトセンターにご連絡ください。**

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

 **0120-226-201**  9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

 **https://neofirst.co.jp**



- 支払事由、ご請求手続き、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」にも記載しておりますので併せてご確認ください。
- ネオファースト生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、保険契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- 被保険者ご本人が疾病により保険金の請求の意思表示ができない等、被保険者が保険金をご請求できない特別な事情がある場合、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

◆特定疾病保険金の税法上の取り扱い

特定疾病保険金は、受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族である場合、全額非課税となります。

10 保険会社が破たんした場合等

- ネオファースト生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんした場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した保険金額の削減等、契約条件を変更することがあります。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額が削減されることがあります。

➤生命保険契約者保護機構

 **03-3286-2820**  [月曜日~金曜日] 9:00~12:00、13:00~17:00
※祝日・年末年始を除く

 **https://www.seihohogo.jp/**

11 相談・照会・苦情の窓口

- 生命保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する苦情・相談につきましては、ネオファースト生命コンタクトセンターへご連絡ください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

 **0120-312-201**  9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

 **https://neofirst.co.jp**



指定紛争解決機関について

- 本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- 生命保険相談所および、全国各地の連絡所については、上記のネオファースト生命コンタクトセンターにてご案内いたします。

➤一般社団法人 生命保険協会

 **https://www.seiho.or.jp/**

ご契約後のサービス

【サービス例】

**24時間電話
健康相談サービス**

提供:ティーベック(株)

ご利用対象:
ご契約者さまおよび被保険者さまとそのご家族の方
*ご家族の方は、同居の親族と別居の1親等とさせていただきます。

経験豊かな医師や保健師、看護師などの相談スタッフが24時間365日・年中無休で電話による健康相談・医療相談、医療機関や専門医の情報提供や、介護・育児に関するご相談、メンタルヘルスに関するご相談などにきめ細かくアドバイスします。

たとえばこんなときに

赤ちゃんが夜中に熱を出した。どうしよう…。

ストレスがたまって、まいってしまって…。

家族の介護について聞きたい。

夜中にやっている救急病院を教えてください。

※回答が自動で返ってくる「チャットボット健康相談」もご利用いただけます！
※画像はイメージです。

セカンドオピニオンサービス

提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

- 面談・電話によるセカンドオピニオンや、セカンドオピニオンが可能な医療機関の情報を提供します。
- 面談の結果、より高度な専門性が必要と総合相談医が判断した場合は、優秀専門臨床医をご紹介します。その際、紹介状(診療情報提供書)も無料で発行します。

受診手配・紹介サービス

提供:ティーベック(株)

ご利用対象:ご契約者さまおよび被保険者さま

主治医のもとでは対応できない治療法や手術方法が必要と主治医が判断した場合などに、各専門分野の医師が在籍し治療可能な医療機関での受診の手配・紹介をします。
※原則、がん(悪性新生物)・脳血管疾患・心疾患が対象となります。

【サービス利用事例の紹介】

サービスをご利用いただいた方の声

ご契約いただいている皆さまからいただいた声をご紹介します。

電話健康相談 脳梗塞

(33歳 女性) 病院の受診につながったケース

サービス利用前
ある日、めまいがするようになり、左の手足がしびれる感覚がするようになっていました。何回か同じようなことがあり、体に力が入らないこともあったので、次の休みに病院に行けばいいかな、と思っていたもののやはり少し不安もあったので念のためご相談の電話をしました。

サービス利用後
症状を伝えると、すぐに病院に行った方がいいとのアドバイスをいただき病院を受診。脳梗塞が見つかりました。何か対処法などあれば教えてもらいたい、という程度の気持ちで電話をかけたのですが、スタッフの方に親身になって病院に行くよう説得していただき、受診する気になりました。ありがとうございました。

セカンドオピニオン 胃がん

(40歳 男性)

サービス利用前
検診で胃内視鏡検査を行ったところ、胃の粘膜にがんがあると診断された。主治医からは開腹手術をすすめられ、1か月程度仕事を休む必要があると言われていた。

サービス利用後
〈最適な治療法の提示〉
総合相談医との面談後、優秀専門臨床医のもとで内視鏡による手術を受け、早期に仕事復帰できました。

ネオファースト生命は、お客さまの「心身の充実」をサポートしながら、お客さまの将来に寄り添い、応援する商品・サービスを提供してまいります。

契約内容ご案内制度

ご利用対象:ご契約者さま

- 被保険者さま、各種受取人さまおよび指定代理請求人さまに指定された方にも契約内容をご案内することができます。
- 災害時にはご契約者さま、被保険者さまの安否確認をさせていただく場合があります。

※詳細は生命保険証券と同封のリーフレットをご確認ください。

指定代理請求人に指定した娘と離れて暮らしています。いつでも私に代わり、保障内容などを確認してもらえるのは安心ですね。

歯の健康維持に欠かせない、毎日の歯みがきなどをサポートします!

オーラルケアサポートサービス

毎日のセルフケアをサポート

このサービスを利用することで、毎日の歯みがきなどのオーラルケアを楽しく習慣化することができるよ!

歯の健康基礎知識 | OralCareColumn

ご存知ですか? 自分の歯を健康なまま残すことの重要性

効果的なオーラルケア セルフケアとフロケアの両輪で歯の健康を維持

そのみがき方はあってます? 新しい歯磨き講座

最新のケア用品は? オーラルケアスマートコンサルジュ

※画像はイメージです。

50代以降の歯みがきのポイント

歯ぐきが下がって根元が露出してきたという方も増えてきます。歯の根元の部分はやわらかく「根元むし歯」になりやすいため、ソフトな歯ブラシを使ってやさしく磨きましょう。

詳細はこちらから

※詳細は、保険証券に同封のリーフレットをご確認ください。

※契約内容ご案内制度とオーラルケアサポートサービスを除き、ネオファースト生命が提携する各企業が提供するサービスです。いずれも保険商品の保障の一部ではありません。ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、ネオファースト生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

※各サービスは、予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※お電話によるサービスをご利用の際は、保険証券をご準備のうえ、ネオファースト生命のお客さまである旨をお伝えください。

※日本国内のご利用に限りです。また、一部のサービスについては地域や内容により、ご利用いただけない場合やご要望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ご利用いただける期間は、ご契約いただいたネオファースト生命の保険契約の保険期間が終了するまでとなります。

※セカンドオピニオンサービス、受診手配・紹介サービスは、病名が判明している場合に限り、ご利用できます。また、すでに終了している治療についてなど、ご相談をお受けできない場合があります。その他諸条件がありますのでサービスを受ける際にご確認ください。

サービス内容の詳細につきましてはネオファースト生命のWebサイトをご確認ください。

Webサイト <https://neofirst.co.jp> **ネオファースト生命**



「Webご契約のしおり・約款」

「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」のご案内

いつでもパソコンやスマートフォン等を利用して、
「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を
ネオファースト生命のWebサイトでご覧いただけます。



Webサイト

[<https://neofirst.co.jp/webcatalog/yakkan/>](https://neofirst.co.jp/webcatalog/yakkan/)へアクセス

ご契約の「商品名」から該当の「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。

ご契約成立後に送付される「保険証券」に記載のあるQRコードより直接アクセスいただくことも可能です。

※ご契約をご検討中の方は、最新版をご確認ください。

「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」はPDF形式で閲覧、ダウンロード、保存することができます。

- ・「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。
- ・「契約概要」はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を、「注意喚起情報」はお申し込みの際に、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご利用の際には、**必ず内容をご確認のうえ、お客さまご自身のパソコンやスマートフォンなどで保存、またはお客さまご自身で印刷・保管ください。**

- お申し込み時に冊子でのお受け取りを選択された場合、冊子の「ご契約のしおり・約款」を郵送にてお渡しします。
- お申し込み時に「Webご契約のしおり・約款」を選択された場合で、冊子でのお受け取りに変更を希望される場合は、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。また、お申し込み前にお受け取りをご希望の場合にも、ネオファースト生命コンタクトセンターまでお申し出ください。

! 「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」の閲覧にはパソコンやスマートフォンなどのインターネット環境が必要です。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストール等が必要となります。機種・OSによりご利用できない場合がございますのでご注意ください。ご利用ができない際には、速やかにネオファースト生命コンタクトセンターまでお申し出ください。

推奨環境

ネオファースト生命のWebサイトは下記のブラウザでご覧いただくことをお勧めいたします。ただし、ご利用環境によっては正常に表示されない場合もございますのでご了承ください。

●Internet Explorer 10.0、Internet Explorer 11.0 ●Safari ※SafariはApple Inc.の商標です。 ●Google Chrome

※PC用のWebサイトは、タブレット端末、スマートフォン端末では正常に動作しない場合がございます。

MEMO
